

事業事前評価表

国際協力機構 社会基盤・平和構築部
運輸交通・情報通信グループ

1. 案件名

国 名： ベトナム社会主義共和国（ベトナム）

案件名： 建設事業管理制度構築能力向上プロジェクト

Project for Capacity Enhancement in Developing State Management Tools
for Construction Project

2. 事業の背景と必要性

(1) 当該国における建設セクターの開発の現状・課題及び本事業の位置付け

ベトナム社会主義共和国（以下、「ベトナム」という。）は、海外直接投資の増加を梃子に順調な経済成長を実現し、これと同時に多数の大規模インフラ整備事業を実施してきたが、大規模インフラ建設の実施経験・建設事業一般での品質管理・安全管理への配慮の不足に起因し、建設現場での事故が頻繁していた。更に建設事業の契約管理では国際慣行と整合しない部分があり、円滑な事業実施の妨げとなっていた。これら課題に対して JICA は支援を行ってきたが、依然として片務的なものであった契約管理制度・工事積算制度の改善が急がれることから、ベトナム建設省（Ministry of Construction。以下、「MOC」という。）からの要請に応え、JICA は「建設事業における積算管理、契約管理、品質及び安全管理能力向上プロジェクト」（2015 年 4 月～2018 年 4 月）（以下、「CCQS-P」という。）を実施した。その結果、日本で言う土木工事分野を対象とした積算指針の作成、建設工事受注者用の標準品質・安全管理計画書、発注者用の品質・安全管理監督検査要領等の整備、標準安全管理計画書の省令への反映が行われた。この CCQS-P の活動成果は、ベトナム自国予算によって積算体系・積算システム構築・建設管理体制の改善を目指す「建設事業の積算システム改善プロジェクト」（以下、「Project2038」という。）の開始として結実した。今後、ベトナム側で当該方針を取り入れた歩掛・単価等の改訂を行うと共に、積算体系の改善作業を具体的に進める必要があるが、MOC は自ら適切に実践していく上で、日本に協力を要請したものである。

(2) 建設セクターに対する我が国及び JICA の協力方針等と本事業の位置付け

我が国は、「対ベトナム社会主義共和国 国別開発協力方針」（2017 年 12 月）において、同国の急速な経済成長に伴い増大している運輸交通といった経済インフラ需要に対し、インフラ整備が不足していることを指摘している。これに対応するため、同方針の基本方針（大項目）として「ベトナムの社会経済開発戦略・計画を踏まえ、ベトナムの国際競争力の強化を通じた持続的成長、ベトナムの抱える脆弱な側面の克服

及び公正な社会・国づくりを包括的に支援する」としている。本事業では、公共建設工事の積算体系改善を支援することによって、将来ベトナムの公共建設工事の管理が国際水準に近づくことを目指しており、同国の持続的経済成長を下支えすることに貢献すると考えられ、同国の開発協力方針と整合しているといえる。

また本事業は、SDGs ゴール 9「強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る」に貢献する。

(3) 当該セクターにおける他の援助機関の対応

世界銀行やアジア開発銀行が MOC に対する主要ドナーであり、都市開発分野で以下のような支援を実施している。ただし建設セクターに特化した支援は近年実施されていない。

- ・ 世界銀行：Northern mountains urban program (2015-2021)
- ・ アジア開発銀行：Technical Assistance Project for Urban Development toward Compatibility and Sustainability (2016-2019)

3. 事業概要

(1) 事業目的

本事業は、ベトナムにおいて、建設工事の材料、労務、機械の歩掛・単価の策定能力及び間接費算定手法の改善能力、調査・設計・施工監理の歩掛策定能力を強化すると共に、それらを通じて積算体系・システムの改善能力を強化することにより、MOC における公共建設工事の積算制度を改善する能力の向上を図り、もって同国の公共建設工事の積算制度の改善に寄与するもの。

(2) プロジェクトサイト/対象地域名

ベトナム全土。ハノイ市、ハナム省、ホアビン省及びこれらの周辺域の建設工事の一部を対象としてパイロット実態調査の実施を想定。

(3) 本事業の受益者（ターゲットグループ）

直接受益者：MOC・建設経済庁（State Authority of Construction Economics。以下、「SACE」という。）、建設経済院（Institution of Construction Economics。以下、「ICE」という。）、建設・都市幹部育成センター（Academy of Managers for Construction and Cities。以下、「AMC」という。）の職員、中央/地方省庁・建設関連機関のエンジニア及びベトナムの建設工事事業者のエンジニア

最終受益者：建設工事事業者、ベトナム国民

(4) 総事業費（日本側）

約 4.16 億円を想定

(5) 事業実施期間

2020 年 4 月～2023 年 4 月を予定（計 36 ヶ月）

(6) 事業実施体制

MOC・SACE をベトナム側主要実施機関とする。

(7) 投入（インプット）

1) 日本側

① 専門家派遣：

長期専門家

（ア）チーフ・アドバイザー

短期専門家（合計約 94M/M）

（ア）総括／積算体系システム

（イ）歩掛

（ウ）材料・労務・機械単価

（エ）間接工事費

（オ）実態調査

（カ）積算

（キ）研修計画・運営

（ク）モニタリング

（ケ）広報／業務調整

② 研修員受け入れ：年間 10 名程度×3 回（積算制度／建設事業管理）

2) ベトナム国側

① カウンターパート（C/P）の配置

SACE、ICE、AMC の職員

本事業活動を管理するためにプロジェクト成果毎にワーキンググループ（以下、「WG」という。）を設ける。

② 日本側専門家への便宜供与（本事業用オフィス及び電気・水道・空調・インターネット回線等の機能設備の提供を含む）

③ パイロット実態調査に係る費用

④ ベトナム国内でのセミナー・研修の開催費用及び参加者の旅費・日当

(8) 他事業、他援助機関等との連携・役割分担

1) 我が国の援助活動

我が国は近年、毎年度ベトナム国に対して約 1,200～2,100 億円程度（外務省「政府開発援助（ODA）国別データ集 2018」の「我が国の対ベトナム援助形態実績（年度別）」の政府開発援助（ODA）を実施し、その大部分が運輸や電力セクターなどのインフラ整備である。

2) 他援助機関等の援助活動

2. (3) のとおり。

(9) 環境社会配慮・横断的事項・ジェンダー分類

1) 環境社会配慮

① カテゴリー分類：C

② カテゴリー分類の根拠：本事業は「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」(2010年4月公布)上、環境への望ましくない影響は最小限であると判断されるため。

2) 横断的事項：特に無し。

3) ジェンダー分類：対象外。

(10) その他特記事項

特に無し。

4. 事業の枠組み

(1) 上位目標：

ベトナムの公共建設工事の積算制度が改善される。

指標¹：1. プロジェクトの終了以降、実態調査の結果に基づいて新たにXX工種²について、歩掛・単価が策定される。

2. プロジェクトで改善された積算体系に関する規定がMOCによって公布される。

3. プロジェクト開始前に比べて公共建設工事の積算制度が改善された³と考える建設工事管理関係者⁴及び発注機関がXX%に達する。

(2) プロジェクト目標：

MOCにおいて公共建設工事の積算制度を改善する能力が向上する。

指標⁵：1. SACEの幹部全員が成果1～5でカバーしているトピックスについて、研修講師を務めることができる。

2. AMC及び類似研修実施組織⁶がプロジェクトで作成した実態調査の実施要領を利用して積算制度に関する研修を年1回以上実施する。

3. 上記研修参加者のXX%が理解度テストに合格する。

(3) 成果

¹ 各指標の目標値は、2年次の終了時までにJSCで決定・承認される予定。

² パイロット実態調査の実施後に、土工やコンクリート工等の工種のうちいくつかの細別を対象としてプロジェクト開始後にC/Pと協議のうえ設定する

³ 「改善された」と考える事例として、「事業費の積算方法がMOCによって明確に規定されて（示されて）いる」「材料・労務・機械の歩掛や単価が更新されている」「事業費が市場価格に基づいて算定されている」などが考えられる。

⁴ 「建設工事管理関係者」とは、建設コンサルタント協会の代表者、建設事業者協会の代表者、建設事業管理分野の研究者・有識者を指す。

⁵ 各指標の目標値は、プロジェクト開始から6ヵ月以内にJSCによって決定・承認される予定。

⁶ 「類似研修実施組織」とは、発注機関要員向けに研修を実施する機関を指す。

- 成果 1 : SACE における建設工事の労務、機械歩掛の策定能力が強化される。
- 成果 2 : SACE における建設工事の材料、労務、機械単価の策定能力が強化される。
- 成果 3 : SACE における建設工事の間接工事費算定能力が強化される。
- 成果 4 : SACE における調査・設計・施工監理の歩掛の策定能力が強化される。
- 成果 5 : SACE において積算体系・システムの改善能力が強化される。

5. 前提条件・外部条件

- (1) 前提条件
- ・プロジェクト活動に必要な C/P 職員が正式に任命されること。
- (2) 外部条件
- ・ C/P 職員の異動が頻発しないこと。
 - ・ Project2038 の活動が順調に進捗すること。

6. 過去の類似案件の教訓と本事業への適用

(1) 類似案件の評価結果

CCQS-P の事業完了報告書（2018 年 4 月）では、「MOC では AMC が研修等の実施主体となるが、プロジェクト終了以降の CCQS-P の成果品等の研修・セミナーについては AMC と共に CCQS-P の C/Ps の協力が不可欠である」と提言がまとめられている。また同報告書では、「成果品等の法制化に当たっては、関係者への説明や関係者からの意見聴取に十分な時間を設けることは必須であり、法令規則と履行に差異が生じている場合も見受けられるので、これらについては特に留意が必要である」ことや「CCQS-P では、半期ごとのモニタリングのために、プロジェクト関係者と JICA 専門家が定期的にモニタリングをすることで課題等を適時協議し解決策を定めることができた」との教訓が導き出されている。

(2) 本事業への教訓

本事業でも研修を通じて中央/地方省庁およびコンサルタント・建設会社のエンジニアや積算担当者を対象とした積算体系に関する研修を実施する予定であり、AMC の関与が必要不可欠となるため、プロジェクト活動の開始当初から AMC も巻き込んだプロジェクトの実施体制を組んでいる。

改善された積算体系に関する規定の発行には時間を要するものの、本事業が終了した 5 年以内には発行されると想定して上位目標の指標としているが、本事業のスコープ内でも研修等を実施し、関係者への説明や意見交換を実施する計画であり、本事業を通じて改善された積算体系に関してスムーズに法制化に進めるような取組みを事業コンポーネントに取り込んでいる。

本事業では成果ごとに C/P と JICA 専門家で WG を形成し、取組む分野単位で活動の進捗管理や課題について議論できる体制とした。これによって活動のモニタリング

のスムーズな実施が期待できる。

7. 評価結果

本事業は、ベトナムの開発課題、開発政策並びに我が国及び JICA の協力方針・分析に合致し、MOC における公共建設工事の積算制度を改善する能力の向上を通じて同国の積算制度の改善に資するものであり、ひいては同国の建設工事管理が国際水準に近づくことも期待される。また SDGs ゴール 9「強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る」に貢献することから、事業の実施の意義は高い。

8. 今後の評価計画

(1) 今後の評価に用いる主な指標

4. のとおり。

(2) 今後の評価スケジュール

事業開始 6 か月以内 ベースライン調査

事業終了 5 年度 事後評価